

かいじ号



No.104

平成23年度のテーマ

5月は消費者月間です!!

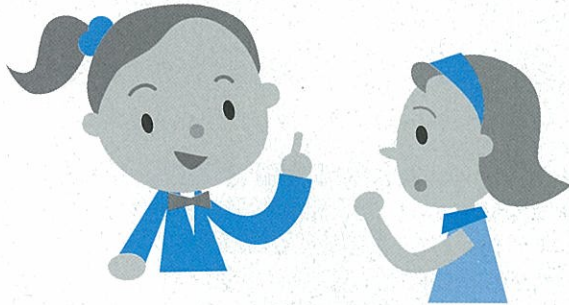
地域で広げよう 消費者の安全・安心

「消費者月間」は、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題に関する啓発・教育活動を集中的に行う月間として昭和63年に定められ、今年で24回目になります。

国内の不景気・雇用状況の悪化・高度情報化社会・個人の孤立化など、複雑な社会経済環境は、消費者被害にも悪影響を及ぼします。高齢者を狙って、未公開株やあやしい投資話をもちかけて強引に契約させたり、無料景品で誘って高額な健康食品や寝具を買わせたり、契約に不慣れな若者を狙って携帯電話に不当請求のメールを送りつけたりと、その手口は複雑で巧妙になっています。

悪質商法の被害を未然に防ぐには、家族や周囲の見守りがとても大切です。この機会に悪質商法の情報や手口・正しい知識を身につけ、賢い消費者となり、トラブルを未然に防ぎましょう。

消費者月間関連のイベント



消費生活情報展

開催日時 5月6日(金)～27日(金) 午前8時30分～午後5時
 会場 山梨県JA会館5階(甲府市飯田1-1-20)
 内容 消費者情報関係のDVD放映 パネル展示ほか
 問い合わせ先 県民生活センター 055-223-1571

休日の弁護士相談会を開催します

毎月第3土曜日は、弁護士による消費生活相談会を行います。ウィークデーにご都合のつかない方は、この機会をご利用ください。事前の予約が必要です。まずは県民生活センターにご相談ください。

相談会日程

4/16

5/21

6/18

7/16

8/20

9/17

10/15

11/19

12/17

1/21

2/18

3/17



消費生活相談専門電話番号

055-235-8455

相談会当日、相談員による電話相談もお受けします。

相談内容

- 消費者問題に関する相談
- 悪質商法によるトラブル
- 不当な請求
- 多重債務など

相談時間

午前9時～午後4時まで(正午～午後1時除く) 1人30分

会場

県民生活センター(甲府市飯田1-1-20 JA会館5階)

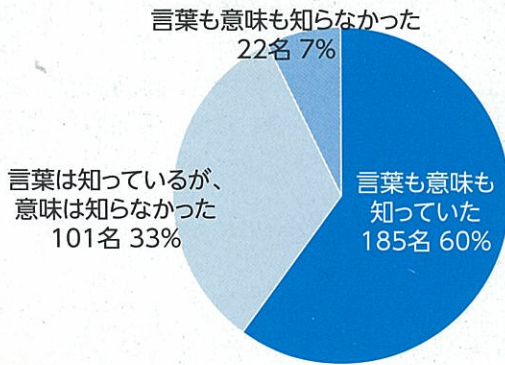
「食に関するアンケート調査」結果

県民の皆さんの「食育」や「食の安全・安心」に対する意識を調査し、今後の「食」に関する施策に反映させることを目的として実施しました。

- ◎調査時期 平成22年10月
- ◎調査対象 県政モニター
- ◎回答者数 312人(男性45%、女性54%、不明1%)

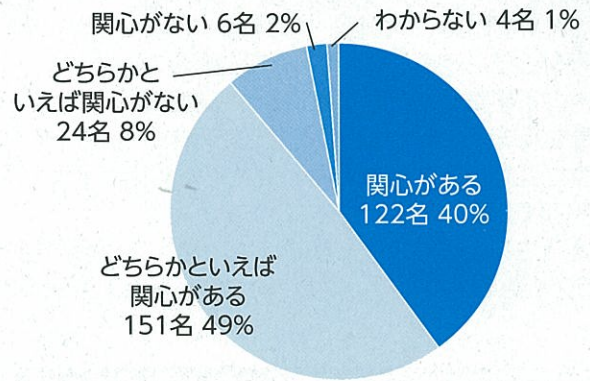
食育について

Q.あなたは「食育」という言葉やその意味を知っていましたか。



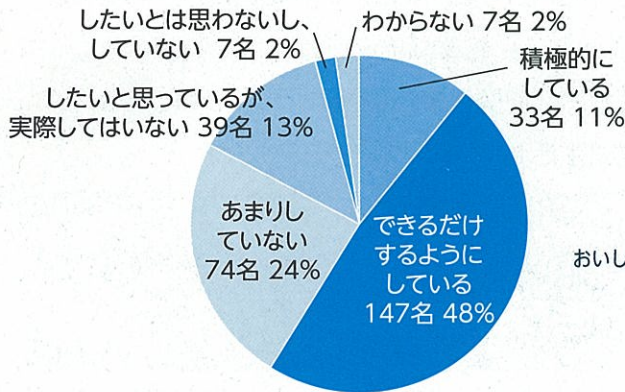
「食育」という言葉を知っている人は、全体の93%で、「食育」の認知度は高いことがうかがえます。(※国の調査では74%でした)

Q.あなたは「食育」に関心がありますか。



全体の89%の人が、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答しており、「食育」への関心の高さがうかがえます。(※国の調査では70.5%でした)

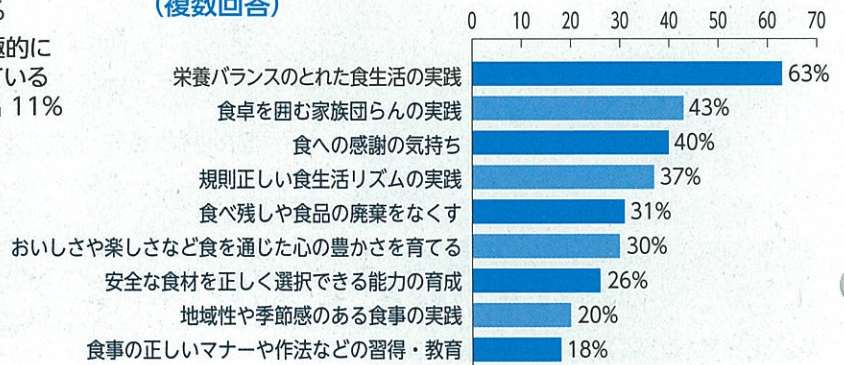
Q.あなたは、健全な食生活を行うために何らかの「食育に関する活動」をしていますか。



日頃から「食育に関する活動」を「積極的にしている」「できるだけするようにしている」と答えた人は、全体の59%でした。

※国の調査：「食育の現状と意識に関する調査」(平成22年12月実施)

Q.今後の「食育」では、どのようなことが重要だと考えますか。(複数回答)



今後の「食育」に、「栄養バランスのとれた食事の実践」が重要であると答えた人が最多でした。

食育推進シンポジウムを開催します!!

「食」は“いのち”の源！豊かな心や丈夫な体を育むために欠かせないものです。今回は、食育全般について、考えてみます。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

- 日時 平成23年6月7日(火)午後1：30～4：30
- 場所 山梨県立文学館
- 内容 1.基調講演：講師 砂田登志子氏(食育ジャーナリスト)、2.食育実践事例発表

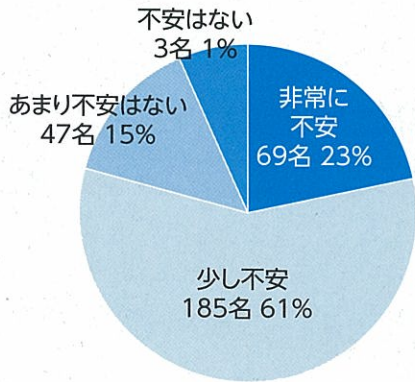
◎申し込み、お問い合わせはこちら

山梨県消費生活安全課 電話055-223-1588 FAX 055-223-1587

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です

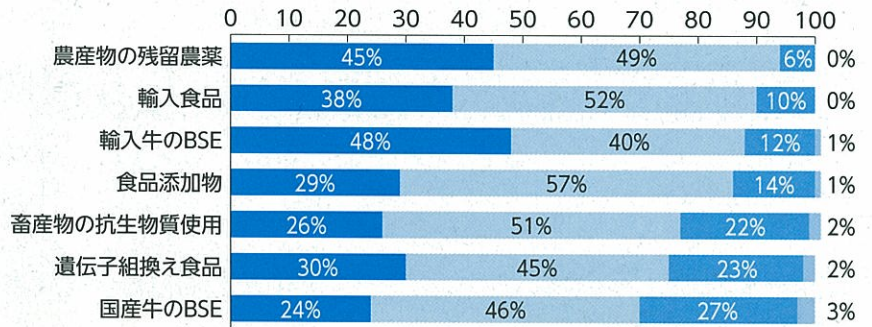
食の安全・安心について

Q.あなたは食品の安全性についてどうお考えですか。



「非常に不安」「少し不安」と答えた人は、全体の84%であり、食品の安全性に不安を感じている人が多いことがうかがえます。

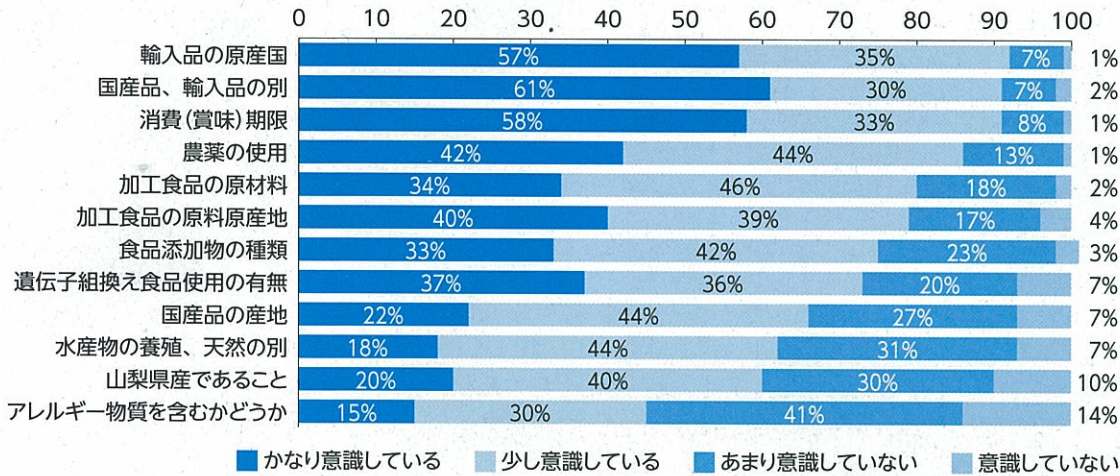
Q.食品の安全性についてどのような項目に不安を感じていますか。



■ 非常に不安 ■ 少し不安 ■ あまり不安はない ■ 不安はない

「農産物の残留農薬」「輸入食品」については90%以上の人が不安を感じています。

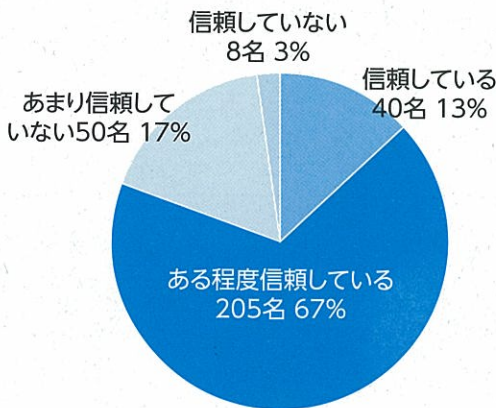
Q.食品を購入する際、どのような項目を意識していますか。



■ かなり意識している ■ 少し意識している ■ あまり意識していない ■ 意識していない

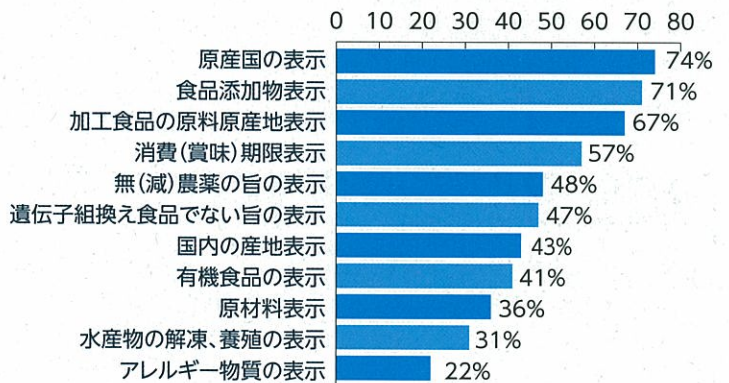
「かなり意識している」「少し意識している」と回答した人の割合は、「輸入品の原産国」「国産品、輸入品の別」「消費(賞味)期限」の順に高く、これらの点を意識して買い物をしている人が多いことがうかがえます。

Q.食品に記載されている表示内容を信頼していますか。



「信頼している」「ある程度信頼している」と答えた人は全体の80%となっており、表示の信頼性については、かなりの程度の評価がされているものと考えられます。

Q.信頼していないのはどの食品表示ですか。(信頼していない、あまり信頼していないと回答した人に聞きました。)(複数回答)



信頼していない表示として、「原産国の表示」が74%と最も多く、次いで、71%の人が「食品添加物表示」、67%の人が「加工食品の原料原産地表示」をあげています。

詳細については、県ホームページに掲載しています。

URL : http://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/documents/h23_shoku-chosakekka.pdf

使い終わった家電は適切に廃棄しましょう！

家電リサイクル法により、消費者・事業者は、使い終わった家電を適切に引き渡す必要があります。また、リサイクル料金と収集・運搬料金を支払う必要があります。

家電リサイクル法の対象となる機器は？

家庭用の、エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の4品目です。

廃棄方法は？

■買い換える場合

買い換えをするお店に引取りを依頼する。

■買い換え以外の場合

- ▶過去に購入した小売店や、最寄りの小売店に引き渡す。
(小売店が引取りをするかどうかは小売店にご確認下さい。)
- ▶指定引取場所に直接持ち込む。

山梨県内の指定引取場所

- (株)若尾忠男商店 上石田工場(甲府市上石田3-5-1)
- 日通山梨運送(株)国母取扱所(中央市中楯769)
- 富岳通運(株)都留支店(都留市小形山沖大原2-2)
- (株)総合リサイクルセンター黒田(富士吉田市大明見2424)

- ▶お住まいの市町村の廃棄物担当課に問い合わせる。



ご家庭で不要になったパソコンは、資源として再利用されています。
詳しくは・・・一般社団法人パソコン3R推進協会 (<http://www.pc3r.jp>)

不法投棄は法律で禁止されています！

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって固く禁じられており、違反した場合には重い罰則があります。

また、よく路上で廃家電など不用品を回収する業者を見かけますが、もし、廃品回収業者が引取りに必要な許可を得ていなければ、法に違反している可能性もあります。引き渡した家電が不法投棄された場合、元の持ち主に、原状回復(後片付け)費用の負担が生じる可能性もあります。

使い終わった家電は、法律で定められた方法で適切に廃棄しましょう。

問い合わせ先

リサイクル料金、手続きについては、次のホームページで確認できます。

(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_index.html

あるいは、お住まいの市町村の廃棄物担当課までお問い合わせください。

▶山梨県森林環境部環境創造課 環境保全担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1本館8階 TEL: 055-223-1503

URL: <http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sozo/index.html>